広島市報

号外第１号
平成２６年１月２４日
発　行　所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目　　次

告　　示
○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定……1
公　　告
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理事業に係る換地処分通知の送付に代わる公告……1

告　　示

広島市告示第２７号

平成２６年１月２４日

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定により，土地が特定有害物質によって汚染されており，当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお，土壌汚染対策法第１５条第１項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は，広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長　松　井　一　實

１　指定する形質変更時要届出区域

広島市南区大州一丁目の１６２番１０５及び１６２番１０７の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

公　　告

公　　告

平成２６年１月２４日

土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第１項の規定による広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理事業の次の表に記載する者に対する換地処分通知は，送付すべき場所を確知することができないので，同法第１３３条第１項の規定により当該通知の送付に代えてその内容を公告します。

なお，換地処分通知の本書は広島市都市整備局段原再開発部事務所（広島市南区霞一丁目５番８号）に保管してあります。

広島圏都市計画事業
（広島平和記念都市建設事業）
段原東部土地区画整理事業
施行者　広島市
代表者　広島市長　松　井　一　實

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

ＮＯ	氏名	住所
1	川由重文	不詳
2	川由ツルエ相続人　川由重文	不詳

２　通知の内容

換地処分通知

⑴　換地明細書

⑵　各筆各権利別清算金明細書

⑶　位置図，換地図